

## 浄化槽設置整備事業実施要綱

### 第1 事業の目的

この事業は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### 第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

### 第3 事業の内容

この事業は、市町村が雑排水処理を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成する事業とする。なお、設置には、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）も含むものとする。

なお、本事業の助成の対象は、交付金の交付年度に浄化槽の整備が実施されるものであり、当該事業年度の前年度以前に既に設置済みであるものは、助成の対象外であること。

#### （1）事業の対象となる地域

雑排水対策を促進する必要がある地域とは、次のアからウのいずれかに該当する地域であること。

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する地域であること。

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域

（イ）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域

（ウ）水道水源の流域

（エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域

（オ）水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域

（カ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

（キ）その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

イ 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次

の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する地域であること。

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に規定する指定地域

（イ）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域

ウ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）第 5 条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

（2）事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、かつ、別に定める要件に該当する浄化槽又は変則浄化槽（高度処理型の変則浄化槽に限る。以下同じ。）若しくは浄化槽の改築であること。

（3）浄化槽改築事業の対象となる範囲

（1）の事業の対象となる地域内に設置されている既設の浄化槽の改築に係る事業であって、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。

（ア）スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

（イ）その他の汚水処理設備

（ウ）消毒設備

（エ）脱臭設備

（オ）換気、除じん等に必要な設備

（4）事業の要件

交付金の交付に際しては、浄化槽法第 7 条、第 11 条に基づく法定検査に関して、その検査依頼書の添付を求めるなど、法定検査の実施の確保に努めること。

本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き設置完了後 1 年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。

また、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあつては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の 2 に定めるただし書に基づき、市町村は、浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないことを浄化槽を設置する者に対して十分に理解させること。

市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握し、事業を実施すること。

（5）高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成

ア 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（2）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては、（1）に該当する地域のうち、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域であつて、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境

庁告示第 27 号) により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

(イ) 「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」(平成 5 年環境庁告示第 67 号) により指定された海域に生活排水が排出される地域

(ウ) 上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号) 第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

イ 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽((2)に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。)の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、(1)に該当する地域のうち、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域であって、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

(ア) 「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和 60 年環境庁告示第 27 号) により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

(イ) 「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」(平成 5 年環境庁告示第 67 号) により指定された海域に生活排水が排出される地域

(ウ) 上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号) 第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

ウ BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽((2)に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。)の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、(1)に該当する地域のうち、生活環境の保全や公共水域の水質保全のため水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の排水基準にかえて BOD、COD について、同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準が定められている地域において行われるものであること。

#### (6) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

市町村が、環境配慮型浄化槽(別に定める要件に該当するもの)の設置を行う者に対し助成を行うものであり、かつ、各年度の整備計画に基づき環境配慮型浄化槽の整備計画基数中、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を 10%以上実施する計画又は平成 28 年 4 月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画であること。なお、実績報告において上記に定められた条件を満たすことが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。その際、上記(4)又は(5)の要件に合致する場合には、その内容に基づく事業を実施したものとして取り扱うものとする。

#### (7) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく事業

(1) ウの地域において実施される事業の場合にあっては、次のア及びイの要件を満たすものであること。

ア 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に浄化槽又は変則浄化槽の整備が図られるものであること。

イ 地域の住民等による組織的な維持管理体制が整っていること。

#### (8) 工事施工監督

浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、

適切な監督の下で行うものとする。

#### 第4 経費の負担

市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、次のものとする。

- (1) 環境事務次官が別に定める「循環型社会形成推進交付金交付要綱」第5及び第6に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。
- (2) その他、環境事務次官が必要に応じて別に定める交付金交付要綱に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

#### 第5 その他

特別な事情により第1から第4までに定めるところによることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。